

## 企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点 及びその他の論点の検討

### 5 第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

指名委員会等設置会社制度の見直しについて、どのように考えるか。

（補足説明）

指名委員会等設置会社においては、指名委員会、監査委員会又は報酬委員会（以下「各委員会」ということがある。）の委員の過半数が社外取締役でなければならぬが（会社法第400条第3項）、取締役会全体では取締役の過半数が社外取締役でなければならぬとはされておらず、また、指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有しており（会社法第404条第1項）、取締役会が指名委員会の決定を覆すことはできないものとされている。

このような制度設計となったのは、指名委員会等設置会社制度の前身である委員会等設置会社制度が創設された平成14年の時点では、社外取締役の適任者が少ないとの指摘がされており、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役でなければならぬこととすると、この要件を満たすことができる株式会社が非常に少なくなってしまうとの懸念があったことを踏まえ、社外取締役が過半数である各委員会を設置するとともに、（社内取締役が多数であることが想定される）取締役会が各委員会の決定を覆すことはできないこととして、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合と同等の監督機能を有する取締役会を実現することを意図するものであったとされている。

もともと、令和7年7月の時点では、東京証券取引所の上場会社全体の77.0%（3801社中の2927社）、プライム市場上場会社の98.8%（1622社中の1602社）は、取締役の3分の1以上が独立社外取締役となっている。さらに、東京証券取引所の上場会社全体の16.5%（3801社中の627社）、プライム市場上場会社の26.2%（1622社中の425社）は、取締役の過半数が独立社外取締役となっている。このように、上場会社における社外取締役の選任状況は平成14年当時から大きく変化しており、平成14年当時の懸念は、現在では必ずしも当てはまらないとも考えられる。

このような状況を踏まえ、取締役の一部のみで構成される指名委員会が取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有し、取締役会が指名委員会の当該決定を覆すことができないことは、特に取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しいとの指摘がある。

5 また、第1回会議では、指名委員会のみならず監査委員会に関する規律についても見直しを検討するべきであるとの指摘や、現在において指名委員会等設置会社という機関設計が認められている意味や位置付けを整理した上で見直しについて検討することが望ましいとの意見があった。

10 以上を踏まえ、指名委員会等設置会社制度の見直しについて、どのように考えるか。

### 1 指名委員会の権限の見直し

指名委員会の権限の見直しについて、どのように考えるか。

15 (補足説明)

前記第1(補足説明)記載のとおり、現在の上場会社における社外取締役の選任状況は、平成14年当時から大きく変化しており、取締役の一部のみで構成される指名委員会が取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有し、取締役会が指名委員会の当該決定を覆すことができないこと

20 とは、特に取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しいとの指摘がある。第1回会議でも、指名委員会等設置会社制度の利用を躊躇する原因には指名委員会の権限の問題があり、この点についての見直しが重要であるとの意見があった。

そこで、例えば、指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役

25 の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を、取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設けることが考えられる。

他方で、第1回会議においても、取締役の過半数が社外取締役である場合に取締役の全員で取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定したいのであれば、現行法を前提としても、取締役の全員を指名委員会の委員とすることで実現することができるため、具体的な立法事実の有無や制度の見直しの必要性を見極める必要があるとの指摘や、取締役の過半数が社外取締役である場合の特則を設けると制度が複雑になるため、端的に、指名委員会等設置会社については取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けること

30 が適切なのではないかとの指摘もあった。

以上を踏まえ、指名委員会の権限の見直しについて、どのように考えるか。

なお、指名委員会の権限の見直しを検討する場合には、報酬委員会についても同様の見直しをするべきかについて検討する必要があるとも考えられる。

## 2 監査委員会の権限等の見直し

5 監査委員会の権限等の見直しについて、どのように考えるか。

(補足説明)

### 1 監査委員でない取締役による監査委員会の議事録の閲覧等

10 指名委員会等設置会社においては、監査委員会の議事録は、取締役であれば、監査委員でなくともその閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をすることができるものとされており（会社法第413条第2項）、監査役会又は監査等委員会の議事録について、監査役会設置会社における取締役又は監査等委員会設置会社における監査等委員でない取締役がその閲覧等を行うことができないのとは異なる規律となっている。

15 この点について、第1回会議では、例えば、監査委員会において、執行役を兼ねる取締役の不正行為について審議をした場合には、当該議事の経過の要領及び結果が議事録に記載されるが、当該執行役を兼ねる取締役自身がその議事録の閲覧等を行うことができる仕組みとなっており、制度的な問題があるとの指摘があった。

20 そこで、監査委員会の議事録について、監査委員でない取締役は閲覧等を行うことができないものとするのが考えられる。

もともと、監査委員でない取締役にも議事録の閲覧等を認める趣旨は、各委員会は取締役会の内部機関であり、取締役会と各委員会の緊密な連携が求められるとともに、取締役には各委員会の職務執行を監督する権限が認められており、その監督権限を十分に行使することができるようにする点にあると指摘されている。この趣旨を踏まえると、監査委員でない全ての取締役が監査委員会の議事録の閲覧等を認めないのは相当でないとも考えられ、監査の独立性を確保する観点から、監査委員が指名委員会等設置会社の執行役や業務執行取締役などを兼ねることができないとされていること（会社法第400条第4項）も踏まえ、指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役については、監査委員会の議事録の閲覧等を認めないものとするとも考えられる。

### 2 監査委員の選定及び解職手続

35 指名委員会等設置会社においては、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容の決定権限は指名委員会にあり（会社法第404条第1項）、各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定す

ることとされている（会社法第400条第2項）。また、取締役会は、各委員会の委員をいつでも解職することができ（会社法第401条第1項）、監査委員会には、監査委員となることが予定されている取締役の選任に関する議案についての同意権及び提案権はなく、監査委員の解職又は監査委員である取締役の解任若しくは辞任について株主総会で意見を述べる権利もない。これは、監査役設置会社における監査役又は監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役は株主総会の決議によって選任することとされており（会社法第329条第1項及び第2項）、監査役会又は監査等委員会には株主総会に提出する監査役又は監査等委員である取締役の選任に関する議案についての同意権及び提案権があり（会社法第343条第1項から第3項まで並びに第344条の2第1項及び第2項）、監査役又は監査等委員である取締役は株主総会において監査役又は監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる（会社法第345条第1項及び第4項並びに第342条の2第1項）のとは異なる規律となっている。

この点について、第1回会議では、例えば、経営上の不正の疑いを指摘した監査委員を取締役会の決議で解職することもできる仕組みになっており、監査委員会による実効性のある監査が困難となるおそれがあるため、一つの考え方として、指名委員会等設置会社において株主総会の決議によって取締役を選任する際に、各委員会の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類の記載事項とすることが考えられるとの指摘があった。このような株主総会参考書類の記載には法的な拘束力はないものの、記載された監査委員の選定予定者を監査委員に選定しなかったり、任期中に解職したりしたような場合には事実上の説明責任が生ずることとなり、取締役会の多数派による恣意的な監査委員の選定及び解職を抑止する効果が期待できるとも考えられる。

もっとも、監査委員を含む各委員会の委員を選定するのは、株主総会で新たに選任された取締役により構成される取締役会であり、株主総会の招集の決定を行う取締役会ではないため、株主総会の招集の決定時点において各委員会の委員の選定予定者を株主総会参考書類に記載することを義務付けることや、そのような記載を義務付けることにより株主総会で新たに選任された取締役により構成される取締役会の判断を事実上拘束することは、制度としての一貫性や整合性を欠き、望ましくないとの考え方もあり得るように思われる。

### 3 常勤の監査委員を選定しない場合の常勤の補助者の設置義務

指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社においては、常勤の監

査委員又は常勤の監査等委員である取締役を選定することは求められておらず、これは、監査役会設置会社において、監査役監査の実効性を確保する趣旨で、監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならないとされている（会社法第390条第3項）のとは異なる規律となっている。監査委員会において常勤の監査委員の選定を義務付けていないのは、①指名委員会等設置会社においては、監査委員を全て社外取締役とすることも想定されるが、常勤の監査委員の必置を要求すると、社外取締役の中から常勤の者を見出すことが困難となってしまうことや、②会社内の内部統制システムを整備することによって、常勤の監査委員を置かなくとも、これを置いた場合と同等以上の監査の実を挙げることができると考えられるためであるとされている。

この点について、第1回会議では、監査役会設置会社においても大会社である場合には内部統制システムの整備が求められており（会社法第362条第5項）、その場合であっても常勤の監査役の選定が求められるため、指名委員会等設置会社において、内部統制システムを整備することにより常勤の監査委員を置かなくてよい理由は明らかでなく、監査委員会による監査の実効性を確保するため、常勤の監査委員が選定されない場合には、監査委員会の職務を補助する常勤の者の設置を義務付けるべきであるとの指摘があった。

もともと、指名委員会等設置会社の取締役会は、監査委員会の職務の執行のために必要なものとして、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項や、当該取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項を決定しなければならないとされている（会社法第416条第1項第1号ロ並びに会社法施行規則第112条第1項1号及び第3号）のであるから、法律上の義務付けとしてはそれで十分であり、監査委員会による監査の実効性の確保のため監査委員会の職務を補助する者を設置するか、更には常勤の補助者とするかについては、各社の取締役会の判断に委ねるとの考え方もあり得るように思われる。

4 以上を踏まえ、監査委員会の権限等の見直しについて、どのように考えるか。

また、前記1から3までのほかに、監査委員会の権限等について、見直しを検討すべき事項はあるか。

### 3 モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態としての見直し

指名委員会等設置会社を、モニタリング・モデルをより強く指向する

会社のための機関形態として位置付ける観点から見直しを検討することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

5 1 検討の方向性

指名委員会等設置会社制度は、いわゆるモニタリング・モデル（業務執行者に対する監督を中心とした取締役会を基本とする企業統治の構造）を実現するための機関形態として位置付けられている。

この点について、第1回会議では、投資家（特に海外の投資家）等からは、指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社の区別が分かりにくいものになっており、取締役の過半数が社外取締役である場合の特則を設けると制度が更に複雑になるため、制度をシンプルにする方向で検討をしていくことが望ましいとの指摘があった。また、指名委員会等設置会社制度の見直しに当たっては、モニタリング・モデルがどう在るべきなのかという観点に立ち返った上で、現在の社外取締役の選任状況等を踏まえて、その在り方や位置付けを整理するべきであるとの指摘や、指名委員会等設置会社制度は平成14年当時の状況を踏まえた制約の多い制度であり、他方で監査等委員会設置会社制度はモニタリング・モデルのための機関形態とはいい難い要素があるため、現在においてモニタリング・モデルを指向する会社にとって望ましい制度は何かを検討することには大きな意義があるとの指摘もあった。

このような指摘を踏まえると、例えば、指名委員会等設置会社制度を、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態として位置付けた上で、そのために必要な見直しについて検討するという方向性も考えられる。

2 取締役の過半数が社外取締役であることの義務付け

前記第1（補足説明）記載のとおり、現行法上、指名委員会等設置会社において、各委員会の委員の過半数を社外取締役とする一方で、取締役会全体では取締役の過半数を社外取締役とすることを要求していないのは、制度が創設された平成14年当時の状況を踏まえたものであるが、現在においては、上場会社における社外取締役の選任状況は大きく変化しており、当時の懸念は必ずしも当てはまらないとも考えられる。

そこで、第1回会議でも複数の指摘があったとおり、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態として位置付ける観点から、指名委員会等設置会社においては、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役でなければならないものとするのが考えられる。このように、指

名委員会等設置会社が、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態として位置付けられることにより、投資家等にとって監査等委員会設置会社との区別が分かりやすいものになるとともに、モニタリング・モデルをより強く指向する会社にとっても、指名委員会等設置会社を5 採用することによりモニタリング・モデルを重要視する投資家等からの信用力が高まることになり、より望ましい制度（モニタリング・モデルをより強く指向する会社にとって採用するインセンティブが大きい制度）になるとも考えられる。

もつとも、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることを義務付ける場合には、取締役会と各委員会の権限分配をどのように整理するか、そもそも各委員会の設置を義務付ける必要があるかなど、指名委員会等設置会社制度についての部分的な見直しではなく、全体的な見直しを検討する必要があるものとも考えられる。また、全体的な見直しを検討するに当たっては、令和7年7月の時点では、東京証券取引所の上場会社のうち15 うち指名委員会等設置会社である会社は96社であり、うち77社が取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である一方で、うち19社は取締役の過半数が社外取締役でないことなども考慮する必要があるものと考えられる。

### 3 その他の見直し

前記2のほか、指名委員会等設置会社を、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態として位置付ける観点からは、例えば、執行役は、取締役を兼ねることができ（会社法第402条第6項）、指名委員会及び報酬委員会の委員を兼ねることもできる（なお、会社法第400条第4項により、監査委員会の委員を兼ねることはできないとされている。）とする兼任規制を見直すことも考えられる。現行法の兼任規制の趣旨は、25 監督と執行の分離を徹底すれば執行役と取締役の兼任を認めるべきでないとも考えられるものの、取締役（監督機関である取締役会の構成員）の中に執行役を兼務している者がいた方が、会社の業務執行の状況や会社の内情を把握することが容易になり、監督権限の適切な行使に資するとも考えられるという点にあるとされている。もつとも、指名委員会等設置会社を、30 モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態として位置付ける観点からは、取締役会がその監督機能を果たすに当たっては、監督される側である業務執行者からの独立性を確保することが重要であると35 考えられるため、例えば、執行役は、各委員会の委員（監査委員会の委員に限らず、指名委員会及び報酬委員会の委員）を兼ねてはならないとすることもあり得るように思われる。

また、このほかに、指名委員会等設置会社を、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態として位置付ける観点から見直しを検討すべき事項として、どのようなものが考えられるか。

(注) 現時点で事務当局において把握している情報によれば、米国では、ニューヨー

5       ク証券取引所の上場会社は、ニューヨーク証券取引所上場規則に基づき、取締役  
      会全体で取締役の過半数が独立取締役であることが義務付けられており、また、  
      独立取締役のみで構成される指名／コーポレート・ガバナンス委員会、報酬委員  
      会及び監査委員会の設置が義務付けられているところ、指名／コーポレート・ガ  
10       バナンス委員会は定時株主総会における取締役候補者を選定し、又は選定するこ  
      とを取締役に勧告する権限を有するものとされているため、指名委員会の権限  
      を取締役会に対する取締役候補者の選定の勧告にとどめることによって、取締  
      役候補者の選定（取締役の選任に関する議案の内容の決定）を取締役会の権限とす  
15       ることもできる仕組みとなっている。イギリスでは、上場会社に対して、コーポ  
      レートガバナンス・コードに基づき、取締役会議長が任命時に独立性基準を満た  
      しており、取締役会議長以外の取締役の少なくとも半数が独立非業務執行取締  
      役であることが勧告されるとともに、独立非業務執行取締役が過半数を占める指名  
      委員会（取締役及び経営陣の指名を主導すること等の権限を有するとされてい  
20       る。）、独立非業務執行取締役のみで構成される最低3名（小規模な会社にあつて  
      は2名）の報酬委員会及び監査委員会の設置が勧告されている。フランスでは、  
      大規模な上場会社向けのコーポレートガバナンス・コードに基づき、大規模な上  
      場会社は、支配株主が存在しない会社の取締役会が取締役の半数、支配株主が存  
      在する会社の取締役会はその3分の1が独立社外取締役であることが勧告され  
25       ており、また、商法典に基づき設置が義務付けられている監査委員会のほか、過  
      半数が独立取締役により構成される指名委員会（取締役会に適切な取締役候補者  
      を提案することやサクセッション・プランの設計等の権限を有するとされている。）  
      及び報酬委員会の設置が勧告されている。ドイツでは、上場会社に対して、コー  
30       ポレートガバナンス・コードに基づき、監査役会において株主代表監査役のうち  
      過半数の者及び監査役会の議長が会社及び取締役から独立していることが勧告  
      されており、また、株式法に基づき設置が義務付けられている監査委員会のほか、  
      株主代表監査役のみで構成される指名委員会（株主総会で監査役会が提出する監  
      査役選任議案のために適切な監査役候補者を監査役会に提案する役割を担うも  
      のとされている。）の設置が勧告されている。

4       以上を踏まえ、指名委員会等設置会社を、モニタリング・モデルをより  
35       強く指向する会社のための機関形態として位置付ける観点から見直しを検討  
      することについて、どのように考えるか。

## 第2 役員等の責任に関する規律の見直し

役員等の責任に関する規律の見直しについて、どのように考えるか。

(補足説明)

5 役員等の株式会社に対する責任に関しては、株主による責任追及等の訴え  
(株主代表訴訟。会社法第847条第1項、第3項、第5項等)が認められ  
ている一方で、非業務執行取締役等(会社法第427条第1項に規定する非  
業務執行取締役等をいう。)は責任限定契約を締結することができ、株式会  
社に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が  
10 ないときは、あらかじめ定めた額と法定の最低責任限度額とのいずれか高い  
額をその限度額とすることができる(会社法第427条第1項)。  
これらの制度の沿革は、概要、次のとおりである。

株主代表訴訟は、昭和25年の商法改正により創設された制度であるが、  
当時の株主代表訴訟は株主の負担(訴え提起の手数料の納付等)が大きく、  
15 活用されていないとの指摘がされていた。平成5年の商法改正により株主代  
表訴訟の訴え提起の手数料を一定の額とする見直しが行われた(なお、現在  
の訴え提起の手数料は1万3000円である。)ところ、株主代表訴訟が急増  
したため、平成13年の商法改正(平成13年法律第149号による改正)  
により、経営判断の萎縮を防止する観点から、株主総会の特別決議や定款の  
20 定めに基づく取締役会の決議によって取締役の責任を一定の限度まで免除す  
ることが認められるとともに、社外取締役が責任限定契約を締結するこ  
とができるものとされた。社外取締役に責任限定契約の締結を認める理由は、社  
外取締役は、会社の業務を執行しない者であるため、必ずしも当該会社の業  
務に精通しているとはいえず、このような者に職務遂行に関して軽過失にも  
25 かかわらず高額の損害賠償責任を負わせるのは酷であり、有能な社外取締役  
の人材を確保することが困難となるためと説明されている。なお、この改正  
では、社外監査役の責任限定契約の締結は認められず、その理由としては、  
①社外監査役の職務の範囲は社外取締役よりも狭く、社外取締役ほどには予  
期せず高額の損害賠償責任を負う可能性は低いこと、②事前の責任限定契約  
30 の締結が認められなくとも、社外監査役の人材確保が困難とはいえないこ  
とが挙げられている。

その後、平成17年の会社法の制定により、社外監査役、会計参与及び会  
計監査人も責任限定契約を締結することができるものとされ、平成26年の  
会社法改正により、社外取締役ではない取締役のうち業務執行取締役等(会  
社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。以下同じ。)では  
35 ない取締役及び社外監査役ではない監査役も責任限定契約を締結するこ  
とが

できるものとされた（会社法第427条第1項）。その理由としては、①社外取締役及び社外監査役の要件を厳格化することに伴い、これまで社外取締役又は社外監査役として責任限定契約を締結することができた者が、社外取締役又は社外監査役の要件を満たさないこととなる場合があり得るところ、業務執行を行わず、業務執行の監督・監査を中心に行う者の人材確保という観点からすれば、そのような者であっても責任限定契約を締結することができることとするのが相当であること、②業務執行取締役等でない取締役や監査役は、業務執行取締役等と異なり、専ら経営に対する監督・監査を行うことが期待されており、リスクを十分にコントロールすることができない立場にあることが挙げられている。

なお、令和元年の会社法改正により、補償契約（会社法第430条の2）及び役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3）に関する規定が新設された。

以上のような役員等の責任に関する規律については、企業経営者が適切なリスクテイクを行い、積極的な成長戦略を実行していくことを後押しする観点から、①業務執行取締役等である取締役にも責任限定契約の締結を認めるべきであるとの指摘や、②株主代表訴訟の要件を厳格化すべきであるとの指摘がある。

以上を踏まえ、役員等の責任に関する規律の見直しについて、どのように考えるか。

## 1 責任限定契約制度の見直し

業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認めることについて、どのように考えるか。

25

（補足説明）

1 責任限定契約については、グローバルに優秀な経営人材を確保する観点や経営陣による適切なリスクテイクを促進する観点から、業務執行取締役等である取締役との責任限定契約の締結を認めるべきであるとの指摘がある。また、適切な責任の分担の観点から、個人である取締役に巨額の損害賠償責任を負わせることは適切ではなく、株主が望む場合には、取締役が負う損害賠償責任の額を一定の範囲に限定し、相対的にリスク負担能力のある株主が残りのリスクを負うことを禁止する理由はないとして、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認めるべきであるとの指摘もある。

35

他方で、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認める

ことは、これまで人材確保のためと説明されてきた責任限定契約制度の趣旨そのものを変えることになるという指摘もあり、制度の趣旨そのものを見直すことの適否を含めて検討する必要があるものと考えられる。

- 2 責任限定契約制度の趣旨そのものを見直すことの適否については、その  
5 必要性及び許容性の観点から検討することが考えられる。

まず、必要性として、第1回会議では、グローバルに優秀な経営人材の確保、経営陣による適切なリスクテイクの促進及び適切な責任分担という観点が指摘されており、このほかにも、①コーポレート・ガバナンス意識の向上、ビジネスと人権に関する規範形成等により、いわゆる経営判断原則が適用されない取締役等の責務（他の取締役や使用人等に対する監視・監督責任など）が拡大しているとの指摘、②株式会社が退任後の取締役の責任を追及する場合には、株式会社側に情報が偏在しており、個人である取締役が不利になるという指摘、③役員等賠償責任保険には支払限度額が定められることが一般的であり、リスクの軽減として十分ではないという  
10 指摘等を挙げることができる。

また、許容性としては、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認めることにより、民事責任の機能である抑止機能及び損害填補機能が制限されることが許容されるかを検討する必要があるものと考えられる。その検討に当たっては、責任限定契約制度は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、あらかじめ定めた額と法定の最低責任限度額とのいずれか高い額をその限度額として責任を制限するものであり、無限定に責任を免除するものではなく、抑止機能及び損害填補機能の全てを制限するものではないことに留意する必要があるものと思われる。また、この点については、大規模な株式会社が行う事業について、個人の取締役の財産で損害を填補させることは現実的ではないため、損害填補機能よりも抑止機能を重視して規律を設けるべきとの指摘がある。

- 3 以上を踏まえ、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認めることについて、どのように考えるか。なお、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認める場合には、執行役についても、責任限定契約の締結を認めることが考えられる。  
30

（注）現時点で事務当局において把握している情報によれば、①米国（デラウェア州一般会社法）では、取締役又は執行役の信認義務違反による会社又は株主に対する損害賠償責任を事前に免除又は制限する定めを定款に設けることができるが、(i)会社又は株主に対する取締役又は執行役の忠実義務違反による責任、(ii)取締役又は執行役の不誠実な作為若しくは不作為又は意図的な不正行為若しくはは認識ある法令違反を含む作為若しくは不作為による責任、(iii)違法配当等によ

る取締役の責任、(iv)取締役又は執行役の不適切な個人的利益を得た取引による責任及び(v)会社による又は会社の権利に基づく訴訟(株主代表訴訟を含む。)における執行役の責任は免除又は制限の対象外とされている。他方で、②イギリス、③ドイツ及び④フランスでは、定款の定めに基づき取締役の責任を事前に免除することは(原則として)できないとされている。

## 2 株主代表訴訟制度の見直し

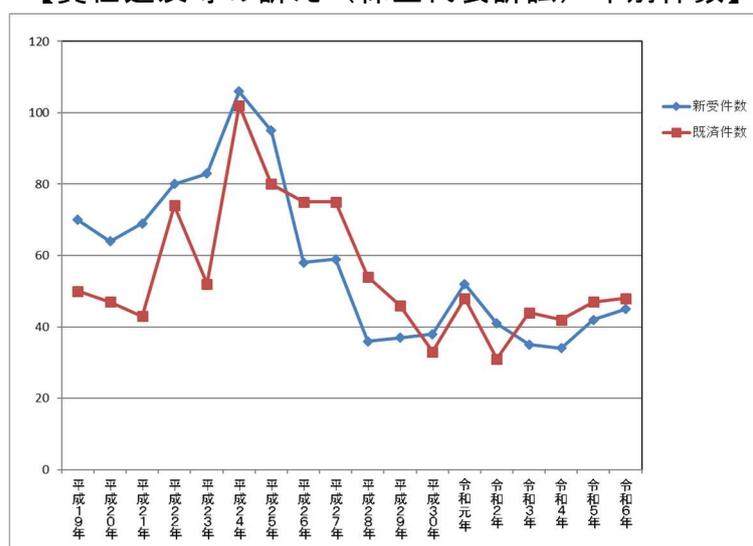
株主代表訴訟の要件を厳格化する方向で見直すことについて、どのように考えるか。

(補足説明)

株主代表訴訟については、株式会社の利益に反する訴えが提起されているとの指摘や提訴の要件を厳格化するべきであるとの指摘がある。

もっとも、まずは、現行法の株主代表訴訟に関する要件により、実際にどのような問題が生じているのか又はそのおそれがあるのかを確認する必要があるものと考えられる。この点について、近時の株主代表訴訟の件数は、次のとおりであり、平成19年以降の新受件数は平成24年の106件をピークとしてその後減少傾向にあり、令和2年以降は5年連続で50件を下回っている。

【責任追及等の訴え(株主代表訴訟)年別件数】



(注) 最高裁判所提供資料に基づき作成。令和6年の数値は速報値。

また、株主代表訴訟の要件の厳格化については、平成17年の会社法制定に係る法制審議会会社法(現代化関係)部会においても議論され、第162

回国会に提出された会社法案においては、当初、「責任追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されること、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもって予測される場合」には、株主は株式会社に対し責任追及等の訴えの提起を請求することができないものされていた（修正前の会社法案第847条第1項第2号）。しかしながら、同号は、内容が不明確であり、責任追及等の訴えに期待される機能を不当に縮減させてしまう懸念があるという理由で、衆議院において削除された経緯がある。さらに、令和元年の会社法改正に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においても、株主代表訴訟の要件の厳格化について検討されたが、近年、株主によって提起される責任追及等の訴えに係る訴訟の件数が減少していることや、責任追及等の訴えには、一般予防の観点から重要な機能があると考えられていることに鑑み、株主代表訴訟に係る訴えの提起を制限する措置を設けることはしないものとされた。

以上を踏まえ、株主代表訴訟の要件を厳格化する方向で見直すことについて、どのように考えるか。

### 第3 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し

有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた会社法制に関する規律の見直しについて、計算書類及び事業報告並びに連結計算書類の作成に関する規律の見直しを含め、どのように考えるか。

（補足説明）

#### 1 検討の背景

##### (1) 現行法の規律

金融商品取引法（以下「金商法」という。）上、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後3か月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（金商法第24条第1項）。

また、振替株式を発行する会社は電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならない（社債、株式等の振替に関する法律第159条の2第1項）、会社法上、その旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、所定の場合には、株主総会の日から3週間前の日又は定時株主総会の招集の通知を發した日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）から、計算書類及び事業報告並びに連結計算書類（以下「事業報告等」という。）に記載され、又は記録された事項等の所定の事項に係る情報について継続して電

子提供措置をとらなければならないとされている（会社法第325条の3第1項）。

## (2) 見直しに関する指摘

5 諸外国においては、日本の会社法及び金商法がそれぞれ要請する開示内容に相当する内容を開示する一つの書類を作成し、当該書類を株主総会前に開示している企業が多いとされている。我が国においても、投資家側の利便性の向上及び企業側の業務負担の軽減の観点も踏まえ、諸外国と同様に、一体の書類又は二つの書類の段階的若しくは同時提出のいずれの方法による開示も容易に行うこと（すなわち、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示）をより行いやすくするための環境整備として、  
10 双方の開示内容の共通化や、いわゆるEDINET特例（後記(3)参照）の創設などが行われてきた。

近時、企業と投資家との建設的な対話の更なる充実や企業開示の質と適時性を高める観点から、有価証券報告書を定時株主総会の前に提出すること（以下「有価証券報告書の総会前開示」という。）の有用性を指摘する声がある。  
15

第1回会議においても、有価証券報告書の総会前開示を促すために有価証券報告書を株主総会の一定期間前に開示した場合における事業報告等の在り方について検討することを求める意見があったほか、第4回会議においては、株主総会前の情報開示の充実に向けた取組を進めるのであれば、上場会社の実務負担を軽減する観点から、会社法及び金商法の双方に関する開示書類の在り方、当該開示書類に関する責任及び監査の在り方並びに株主総会の在り方の見直しも含めた制度横断的な環境整備が求められるとの意見があった。  
20

## (3) 有価証券報告書の総会前開示に関する法律上の制約

25 現行法上、株式会社が有価証券報告書の総会前開示をすることに関する直接的な法律上の制約はないものと考えられる。電子提供措置に関しては、金商法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに会社法第325条の3第1項各号に掲げる事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続を金商法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、  
30 電子提供措置をとることを要しないものとされている（会社法第325条の3第3項。いわゆるEDINET特例。なお、この特例は、事業報告  
35

等及び有価証券報告書の双方に記載しなければならない情報を内容とする1つの書類を作成・開示する「一体開示」の取組を促進する観点で設けられたものである。)

5 また、有価証券報告書の総会前開示の進展に向けた実務上の課題については、本年6月に金融庁から、今後予定する取組として、実例創出・実務上の課題解決のため勉強会を実施すること、関係省庁合同で相談窓口を設置することといった上場会社の取組の支援が示されたところである。

10 そのため、有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた会社法制に関する規律の見直しを検討するに当たっては、これらの状況をも踏まえつつ、規律の見直しの具体的な内容、必要性（上記のような実務上の取組による解決の可否を含む。）等について検討をする必要があるものと考えられる。

## 2 規律の見直しの例及びその必要性

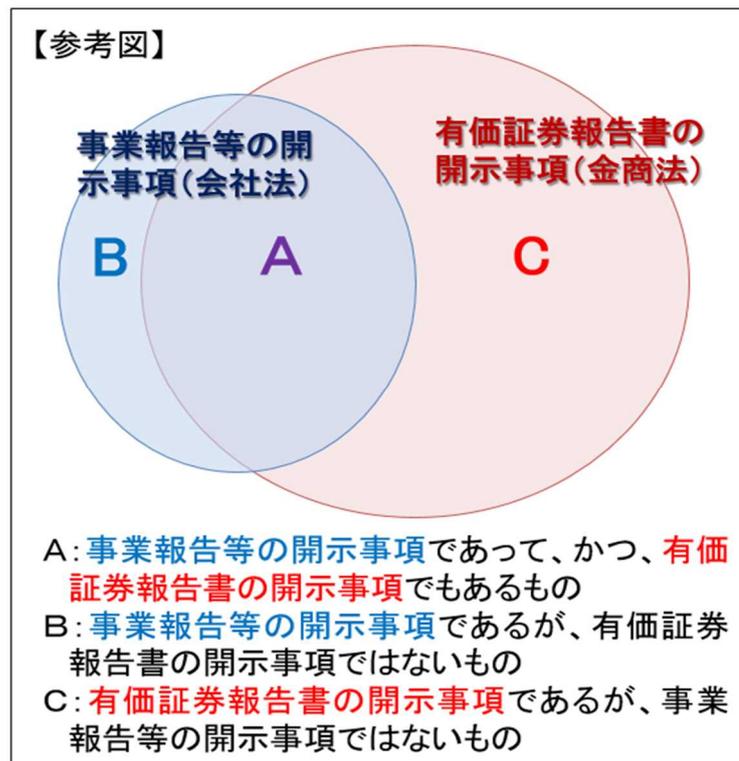
### (1) 書面交付請求制度の見直し

15 会社法制に関する規律の見直しの例として、書面交付請求制度は有価証券報告書の総会前開示をする会社にとっても負担となっているため、これを見直すべきであるとの指摘があるところ、その見直しの検討については、部会資料3の第3の1において記載したところである。

### (2) 開示事項の相違点についての対応

20 また、事業報告等及び有価証券報告書の開示事項には重複が多い一方で、細目において多くの相違点が存在しているため、上場会社において多大な負担が生じているとの指摘がある。

25 この点について、現行法上は、下図のとおり、事業報告等及び有価証券報告書の開示事項には相違点が存在しており、事業報告等の開示事項であるが有価証券報告書の開示事項ではないものも存在する(下図の「B」の部分)。



このような相違点（特に上図の「B」の部分）が有価証券報告書の総会前開示をする会社の負担となっていると考える場合には、その負担を解消するための方向性としては、理論的には、①有価証券報告書の総会前開示をする場合に限り、事業報告等（上図の「B」の部分に含まれる事項）について開示を不要とする、②事業報告等又は有価証券報告書の開示事項を見直し、上図の「B」の部分に含まれる事項がない状態とする（上図の「B」の部分に含まれる事項を、事業報告等の開示事項でないものとするか、上図の「A」の部分に含まれる事項であるものとする。）という2つの方向性が考えられる。

①の方向性は、有価証券報告書の総会前開示をする会社に限り、事業報告等の開示事項の一部（上図の「B」の部分に含まれる事項）の作成及び開示の義務を免除するものといえるところ（上図の「A」の部分に含まれる事項については作成及び開示の義務が残存する。）、このように義務を免除することの当否について検討する必要があるものと考えられる。なお、上図の「B」の部分に含まれる事項（事業報告等の開示事項であるが、有価証券報告書の開示事項ではないもの）については、現在、事務当局において、金融庁と密に連携した上でその詳細を精査しているところであるが、現時点で判明している限り、例えば、以下の事項などがある。

| 事業報告等に固有の事項（例）   | 事業報告等で開示が必要とされる趣旨  |
|--|--|
| <p>【事業報告】各社外役員の当該事業年度における主な活動状況（取締役会における発言の状況、不当な業務執行等の発生後の対応等。会社法施行規則第 124 条第 4 号ロ及びニ等）</p> | <p>社外役員が現実に社外役員として期待されている機能を発揮しているかどうかを明らかにするため。</p>   |
| <p>【事業報告】社外役員の親会社等からの報酬等（会社法施行規則第 124 条第 7 号）</p>  | <p>親会社等から報酬等を受けることにより、社外役員の独立性が害されるおそれがあるところ、そのような独立性に関わる情報を株主に知らせるため。</p>   |
| <p>【事業報告】辞任した会社役員又は解任された会社役員の氏名や意見等（会社法施行規則第 121 条第 7 号イ及びロ等）</p>                            | <p>会社役員の辞任・解任という異常又は例外的な事態について、株主の注意を喚起するため。</p>   |
| <p>【事業報告】特定完全子会社の名称等（会社法施行規則第 118 条第 4 号）</p>  | <p>株主が多重代表訴訟に係る提訴請求等を行うことができる完全子会社の手がかりとなる情報を事業報告の内容とすることにより、株主による多重代表訴訟制度の活用を円滑にするとともに、多重代表訴訟の要件をおよそ満たさない完全子会社に対し不適法な提訴請求等がされることにより生ずる事業報告作成会社・完全子会社側の事務負担の軽減を図るため。</p> |
| <p>【事業報告】会計監査人に対して補償契約に基づき損失を補償したときは、その旨及び補償した金額（会社法施行規則第 126 条第 7 号の 4）</p>                 | <p>補償契約は、その内容によっては会計監査人の職務の執行の適正性に影響を与えるおそれがあり、また、補償契約には、利益相反性が典型的に高いものもあり、その情報は株主にとって重要な情報であると考えられるため。</p>  |
| <p>【計算書類】個別注記表における関連当事者との取引に関する注記（会社計算規則第 98 条第 1 項第 15 号、第 2 項第 4 号）</p>                    | <p>会社法上の計算書類等と金融商品取引法上の財務諸表等との作成スケジュールの差異によって生ずる実務上の事務負担を考慮すると、会社計算規則において要請される関連当事者注記を連結単位で行うこ</p>   |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>とには相当困難が伴うという経済界等からの指摘があることに加え、一定の利害関係者との間で不公正な条件での取引等が行われている場合には、これを開示することによって、そのような取引を行う業務執行者の業務の執行のあり方の適正性の判断に資することとするという、会社計算規則が関連当事者注記を求めることとしている趣旨に鑑みれば、単に連結計算書類においては相殺されていることを理由として連結子会社との間での取引を開示対象から外すことは、適切ではないものと考えられるため。</p> |
| <p><b>【計算書類】</b>連結配当規制適用会社に関する注記(会社計算規則第98条第1項第18号、第115条)</p> | <p>内部的にも、外部的にも、連結配当規制の適用を受けることを明らかにするため。</p>  |

②の方向性が相当であると考えられる場合には、上図の「B」の事項について、それぞれの事項ごとに、事業報告等で開示が必要とされる趣旨を踏まえた上で、法務省令（会社法施行規則及び会社計算規則）又は内閣府令（企業内容等の開示に関する内閣府令、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則）の見直しについて検討することが想定される。

②の方向性による場合には、上場会社は、有価証券報告書を作成することにより、同時に、事業報告等の作成に関する会社法上の要請をも満たすことができることとなる（法的にみると、当該有価証券報告書は、事業報告等でもあると整理されることとなる。）。そのため、事業報告等及び有価証券報告書の開示事項の相違点があることによる上場会社の負担が解消され、一体開示の方法による有価証券報告書の総会前開示が促進されることとなるとも考えられる。

### (3) 有価証券報告書と事業報告等の一本化

さらに、企業の開示実務の効率化のため、有価証券報告書の総会前開示をする株式会社においては、事業報告等を作成しなくともよいものとするべきであるとの指摘もあり、このような見直しは、開示書類の「一本化」と呼ばれることがある（なお、「一体開示」は、事業報告等及び有価証券報告書の双方に記載しなければならない情報を内容とする1つの

